

第33回 農業委員会総会議事録

平成29年3月21日開会

中標津町農業委員会

平成29年3月21日、第33回中標津町農業委員会総会を中標津町議事堂において開催、農業委員を招集する。

本日出席した委員

- | | |
|-----|---------|
| 1番 | 和 泉 光 広 |
| 2番 | 後藤田 宏 幸 |
| 3番 | 高 橋 正 一 |
| 5番 | 佐 野 弥奈美 |
| 6番 | 國 光 達 男 |
| 7番 | 小 林 亨 |
| 8番 | 飯 島 浩 |
| 9番 | 中 村 正 生 |
| 10番 | 笠 原 康 博 |
| 11番 | 氏 家 康 夫 |
| 12番 | 杉 本 公 也 |
| 13番 | 本 田 信 幸 |
| 14番 | 本 田 芳 明 |
| 15番 | 纒 坂 尚 久 |
| 16番 | 金 刺 健四郎 |
| 17番 | 安 田 稔 |
| 18番 | 戸 田 重 勝 |

本日欠席した委員

- | | |
|----|---------|
| 4番 | 赤波江 信 二 |
|----|---------|

付議した案件

- (イ) 議案第165号 農地法第3条の規定による許可申請について
- (ロ) 議案第166号 農地法第4条の規定による許可申請について
- (ハ) 議案第167号 農地法第5条の規定による許可申請について
- (ニ) 議案第168号 現況証明願いについて
- (ホ) 議案第169号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について
- (ヘ) 議案第170号 平成29年度中標津町農地移動適正化あっせん価格について
- (ト) 議案第171号 農地法第3条第2項第5号の規定による農業委員会が定める別段の面積（下限面積）について
- (チ) 報告第91号 農地法第18条第6項の規定による解約通知について
- (リ) 報告第92号 農地委員会開催報告について
- (ヌ) 報告第93号 農政委員会開催報告について
- (ル) 報告第94号 農業経営改善計画認定について

本日出席した職員

事務局長	奥山正行
庶務係長	桐島秀一
農地係長	佐久間照雄
係	本田文子

(開会 13時30分)

- 議長 定刻になりました。
ただいまの出席委員は、17名でございます。
定足数に達しておりますので、会議は成立致します。
ただ今から、第33回中標津町農業委員会総会を開会致します。
本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。
議事日程に従い、ただちに会議に入ります。
日程1「議事録署名委員の指名について」を議題に供します。
会議規則第24条第2項の規定により、議事録署名委員は議長において指名を致します。
5番、佐野弥奈美 委員。
6番、國光達男 委員。
以上、2名を指名致します。
日程2「会務報告」を事務局長から報告致します。

- 事務局長 2月24日の総会以降につきまして会務報告をいたします。
項目につきましては、お配りの資料をご覧くださいと思います。
はじめに中標津町議会3月定例会が、3月6日から17日までの日程で開催され、一般行政報告、教育行政報告、平成28年度補正予算、平成29年度施政方針、平成29年度教育行政方針、一般質問、平成29年度予算、各種条例の制定、改正等

について審議し、可決決定されております。

本会議が開催された6日に会長が出席しております。

次に、3月10日から12日の日程で開催された中標津町農業後継者対策協議会主催によります平成28年度冬季交流会です。道外から9名の女性が参加されました。初日は酪農体験として、計根別の本田牧場の協力により、哺乳体験や、搾乳作業の見学など行い農業を実感してもらいました。

二日目は畜産食品加工研修センターでソーセージ作りを体験しました。

今回の交流会では4組のカップルが成立し今後の交際に期待をしております。

最後に、3月13日中標津町農業後継者対策協議会主催によります平成28年度「フレッシュミズのつどい」です、後継者へ嫁いで7年目までの方を対象としまして、今回は12名の参加申込があり11名が参加されました。午前中は保健師の戸田氏によるストレッチ教室、午後からは昼食を兼ねた懇親会により親交を深めたところであります。以上会務報告といたします。

議長 以上で、会務報告を終わります。

日程3、報告第91号「農地法第18条第6項の規定による解約通知について」を議題に供します。内容を事務局から報告願います。

(挙手あり) 農地係長

農地係長 報告第91号、農地法第18条第6項の規定による解約通知(1)から(3)について、事務局よりご説明申し上げます。議案の78ページをお開きください。

(1) 1、当事者の住所、氏名。

貸主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇。

借主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇。

2、解約する土地。〇〇〇〇番〇〇、現況地目、畑、面積48,457㎡ほか1筆、合計畑98,426㎡。3、利用権の種類、使用貸借権。4、契約期間、平成23年1月1日から平成33年12月31日まで。5、合意解約成立の日、平成29年2月28日。6、解約の理由、合意解約。

この案件につきましては、議案第169号(20)に関連するもので、後継者へ使用貸借していた農地の一部について、あっせんによる近隣農家へ譲渡するため、期間内解約するものです。議案の79ページをお開きください。

(2) 1、当事者の住所、氏名。

貸主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇。

借主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇。

2、解約する土地。〇〇〇〇番〇〇、現況地目、畑、面積22,663㎡の内16,128㎡。3、利用権の種類、使用貸借権。4、契約期間、平成25年1月1日から平成34年12月31日まで。5、合意解約成立の日、平成29年3月8日。6、解約の理由、合意解約。

この案件については、議案第167号(1)に関連するもので、後継者へ使用貸借していた農地の一部について、農地法第5条による農地転用申請を行うため、期間内解約するものです。議案の80ページをお開きください。

(3) 1、当事者の住所、氏名。

貸主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇。

借主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、有限会社〇〇〇〇 代表取締役 〇〇〇〇。

2、解約する土地。〇〇〇〇番〇〇、現況地目、畑、面積 45,624 m²の内 44,722 m²。

3、利用権の種類、賃貸借権。4、契約期間、平成 25 年 12 月 1 日から平成 29 年 11 月 30 日まで。5、合意解約成立の日、平成 29 年 3 月 3 日。6、解約の理由、合意解約。

この案件につきましては、議案第 169 号(24)(25)に関連するもので、近隣農家へ賃貸借していた農地について、あっせんにより近隣農家へ賃貸借するため、期間内解約するものです。以上報告いたします。

議長 以上で報告を終わります。

日程 4、議案第 165 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を上程致します。(1)(2)について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。

(挙手あり) 金刺委員。

金刺委員 上程になりました議案第 165 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」

(1)(2)について説明いたします。3 ページをお開きください。

(1) 1、当事者の住所、氏名、年齢、職業。

貸主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳、農業。

借主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳、農業。

2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿、畑、現況、畑、面積 10,507 m²ほか 5 筆、合計畑 104,885 m²、利用目的、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。貸主、期間満了により再設定するもの。借主、期間満了により再設定するもの。4、移転の方法、利用権の設定、賃貸借。5、期間。平成 29 年 4 月 1 日から平成 34 年 3 月 31 日。6、価格、年 404,000 円。7、資金調達法、自己資金。8、当事者の経営状況、家族〇〇人、農従者〇〇人、経営地、計〇〇〇〇m²。家畜、牛〇〇〇頭。

9、見取図につきましては、別紙のとおりとなっております。

なお、(2)につきましても、貸主が同一のため、氏名等省略して一括説明いたします。5 ページをお開きください。

(2) 1、借主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、有限会社〇〇〇〇 代表取締役 〇〇〇〇。

2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿、畑、現況、畑、面積 68,143 m²の内 46,000 m²、利用目的、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。貸主、期間満了により再設定するもの。借主、期間満了により再設定するもの。4、移転の方法、利用権の設定、賃貸借。5、期間。平成 29 年 4 月 1 日から平成 34 年 3 月 31 日。6、価格、年 161,000 円。7、資金調達法、自己資金。8、当事者の経営状況、構成員〇〇人、農従者〇〇人、経営地、計〇〇〇〇m²。家畜、牛〇〇〇頭。9、見取図は別紙のとおりです。

この 2 件につきましては、賃貸借の期間満了に伴い、再設定するものであります。別添の調査書のとおり農地法第 3 条第 2 項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると判断いたしました。以上です。

議 長 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議 長 なければ質疑を打ち切ります。おはかり致します。
本案は原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

(全委員) 「異議なし」の声

議 長 ご異議ないものと認めます。
よって本案は原案のとおり、可決されました。
日程5、議案第166号「農地法第4条の規定による許可申請について」を上程致します。なお、本案件につきましては、2回に分けて審議を致します。
(1) について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。
(挙手あり) 金刺委員。

金刺委員 上程になりました議案第166号「農地法第4条の規定による許可申請について」
(1) について説明いたします。8ページをお開きください。
(1) 1、当事者の住所、氏名。
中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇。
2、土地の表示。〇〇〇〇番地〇〇、公簿、畑、現況、畑、面積50,415㎡の内2,554㎡ほか1筆、合計、畑14,342㎡。3、許可を受けようとする事由。砂利、黒墨、土採取のため。4、転用期間。平成29年4月27日から平成30年4月26日。
5、採取量。砂利11,817㎥、黒墨12,441㎥、土10,959㎥。6、最大切深11.5m。7、見取図につきましては、別紙のとおりとなっております。
この案件につきましては、砂利・黒墨・土採取のため申請があったものです。
〇〇氏の4条申請による砂利等採取については平成7年度より計画的に採取事業を実施しているところであり、採取計画が終了することにより一団で利用しやすい農地として利用可能になることから、別添の農地法第4条調査書のとおり転用は止むを得ないものと判断いたしました。以上です。

議 長 説明が終わりましたので、(1)の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議 長 なければ質疑を打ち切ります。おはかり致します。
本案は原案のとおり、北海道農業会議へ意見聴取することにご異議ございませんか。

(全委員) 「異議なし」の声

議 長 ご異議ないものと認めます。
よって、本案は原案のとおり、意見聴取致します。

(2) について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。

(挙手あり) 櫻坂委員。

櫻坂委員 議案第166号(2)について説明いたします。10ページをお開きください。

(2) 1、当事者の住所、氏名。

中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇。

2、土地の表示。西町8丁目51番、公簿、畑、現況、畑、面積9,330㎡の内1,148.12㎡ほか1筆。合計畑1,564.05㎡。3、許可を受けようとする事由。分譲宅地及び道路用地造成のため。4、転用期間。平成29年5月1日から永久転用。5、見取図につきましては、別紙のとおりとなっております。

この案件につきましては、宅地造成のため申請があったものです。

申請面積については1,564.05㎡となっております。

平成27年9月15日、第6地区推進班において現地確認を行ったところ、申請地については、既存の住宅地に隣接し、水道管等の埋設が予定され、近隣には児童館や小学校もある状況となっております。

別添の農地法第4条調査書のとおり、第3種農地に該当し、転用は止むを得ないものと判断したものです。

なお、申請面積が30a未満のため、北海道農業会議への意見聴取は不要な案件となっていることを報告いたします。以上です。

議長 説明が終わりましたので、(2)の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。おはかり致します。

本案は原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

(全委員) 「異議なし」の声

議長 ご異議ないものと認めます。

よって本案は原案のとおり、可決されました。

日程6、議案第167号「農地法第5条の規定による許可申請について」を上程致します。(1)について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。

(挙手あり) 氏家委員。

氏家委員 上程になりました議案第167号「農地法第5条の規定による許可申請について」

(1)について説明いたします。13ページをお開きください。

(1) 1、当事者の住所、氏名。

貸主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇。

借主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇。

2、許可を受けようとする土地の表示。〇〇〇〇番〇〇。公簿、畑、現況、畑、面積、22,663㎡の内16,128㎡。3、許可を受けようとする事由、畜舎・ラグーン等

の農業用施設建設のため。4、転用の期間、平成29年4月25日から永年。5、権利の種類、使用貸借権。6、見取図につきましては別紙のとおりとなっております。この案件につきましては、農業用施設建設のため申請があったものです。経営規模拡大のため、搾乳牛舎及びラグーン等の建設にあたり、計画する施設規模から、現有施設用地内では不足する状況となったため、農地転用し建設するものがあります。申請面積については16,128㎡となっております。平成28年11月17日、第4地区推進班による現地調査の結果、申請地については作業道路、農業用施設に隣接しており、利便性を考慮すると代替地は他にないことから、別添の農地法第5条調査書のとおり転用は止むを得ないものと判断いたしました。以上です。

議長 説明が終わりましたので、(1)の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。おはかり致します。
本案は原案のとおり、北海道農業会議へ意見聴取することにご異議ございませんか。

(全委員) 「異議なし」の声

議長 ご異議ないものと認めます。
よって、本案は原案のとおり、意見聴取致します。
日程7、議案第168号「現況証明願いについて」を上程致します。
なお、本案件につきましては、3回に分けて審議を致します。
(1)について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。
(挙手あり) 高橋委員。

高橋委員 上程になりました、議案第168号「現況証明願いについて」(1)について説明いたします。16ページをお開きください。

(1) 1、申請人の住所、氏名。中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇。
2、土地の表示、〇〇〇〇番〇〇、公簿、畑、面積24,149㎡、現況、農地・採草放牧地以外、利用状況、山林。3、申請の理由、地目変更登記のため。
4、見取図は別紙のとおりです。
本案件につきましては、地目変更登記のため申請があったものです。
申請者が所有していた農地を近隣農家へ譲渡するにあたり、農地以外の部分を精査したところですが、公簿が畑で現況が山林となっていた土地について地目変更するものです。
平成28年6月2日、第1地区推進班で土地評価した際、農地・採草放牧地以外の土地であることを確認しております。以上です。

議長 説明が終わりましたので、(1)の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。おはかり致します。
本案は原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

(全委員) 「異議なし」の声

議長 ご異議ないものと認めます。
よって本案は原案のとおり、可決されました。
ここで、会議規則第16条の規定により、〇〇番〇〇委員の退席をお願い致します。
…………… (〇〇委員退席後) ……………
(2) について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。
(挙手あり) 氏家委員。

氏家委員 議案第168号(2)について説明いたします。18ページをお開きください。
(2) 1、申請人の住所、氏名。中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇。
2、土地の表示、〇〇〇〇番〇〇、公簿、牧場、面積1,194㎡、現況、農地・採草放牧地以外、利用状況、採草放牧地。〇〇〇〇番〇〇、公簿、牧場、面積895㎡、現況、農地・採草放牧地以外、利用状況、採草放牧地。3、申請の理由、地目変更登記のため。4、見取図は別紙のとおりです。
本案件につきましては、地目変更登記のため申請があったものです。
申請者が所有していた農地を近隣農家へ譲渡するにあたり、農地以外の部分を精査したところですが、公簿が牧場で現況が山林となっていた土地について地目変更するものです。
平成28年11月9日、第4地区推進班で土地評価した際、農地・採草放牧地以外の土地であることを確認しております。以上です。

議長 説明が終わりましたので、(2)の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。おはかり致します。
本案は原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

(全委員) 「異議なし」の声

議長 ご異議ないものと認めます。
よって本案は原案のとおり、可決されました。
…………… (〇〇委員着席後) ……………
〇〇委員に申し上げます。
本案は原案のとおり可決されました。
(3) について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。

(挙手あり) 杉本委員。

杉本委員 議案第168号(3)について説明いたします。20ページをお開きください。

(3) 1、申請人の住所、氏名。中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇。

2、土地の表示、〇〇〇〇番〇〇、公簿、牧場、面積4,381㎡、現況、農地・採草放牧地以外、利用状況、山林。3、申請の理由、地目変更登記のため。4、見取図は別紙のとおりです。本案件につきましては、地目変更登記のため申請があったものです。申請者が所有していた農地を近隣農家へ譲渡するにあたり、農地以外の部分を精査したところですが、公簿が牧場で現況が山林となっていた土地について地目変更するものです。

平成28年11月4日、第4地区推進班で土地評価した際、農地・採草放牧地以外の土地であることを確認しております。以上です。

議長 説明が終わりましたので、(3)の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。おはかり致します。
本案は原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

(全委員) 「異議なし」の声

議長 ご異議ないものと認めます。
よって本案は原案のとおり、可決されました。
日程8、議案第169号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について」を上程致します。
なお、本案件につきましては、(1)から(18)、(19)と(20)、(21)から(27)、(28)から(32)の4回に分けて審議を致します。
(1)から(8)について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。
(挙手あり) 中村委員。

中村委員 上程になりました、議案第169号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について」(1)から(8)について説明いたします。
23ページをお開きください。

(1) 1、当事者の住所、氏名、年齢。

貸主、中標津町丸山2丁目22番地、中標津町長 西村穰。

借主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳。

2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿畑、現況畑、面積482,353㎡の内65,000㎡。
利用目的、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。貸主、期間満了により再設定するもの。借主、期間満了により再設定するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容。利用権の設定、賃貸借。5、期間。平成29年4月1日から平成30年3月31日まで。6、価格。年130,000円。7、資金調達方法。自己資金。

8、借主の経営状況。家族〇〇人、農従者〇〇人、経営地、計〇〇〇〇㎡。家畜、牛〇〇〇頭。9、適用。農業経営基盤強化促進事業。

10、見取図は31ページのとおりです。

なお(2)から(8)につきましても貸主が同一であり、見取図につきましても31から32ページのとおりでありますので、貸主の氏名等省略し、一括して説明いたします。24ページをお開きください。

(2) 1、借主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳。

2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿畑、現況畑、面積482,353㎡の内68,000㎡。利用目的、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。貸主、期間満了により再設定するもの。借主、期間満了により再設定するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容。利用権の設定、賃貸借。5、期間。平成29年4月1日から平成30年3月31日まで。6、価格。年136,000円。7、資金調達方法。自己資金。8、借主の経営状況。家族〇〇人、農従者〇〇人、経営地、計〇〇〇〇㎡。家畜、牛〇〇〇頭。9、適用。農業経営基盤強化促進事業。25ページをお開きください。

(3) 1、借主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳。

2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿畑、現況畑、面積600,097㎡の内52,000㎡。利用目的、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。貸主、期間満了により再設定するもの。借主、期間満了により再設定するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容。利用権の設定、賃貸借。5、期間。平成29年4月1日から平成30年3月31日まで。6、価格。年104,000円。7、資金調達方法。自己資金。8、借主の経営状況。家族〇〇人、農従者〇〇人、経営地、計〇〇〇〇㎡。家畜、乳牛〇〇〇頭、肉牛〇〇〇頭。9、適用。農業経営基盤強化促進事業。

26ページをお開きください。

(4) 1、借主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳。

2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿畑、現況畑、面積600,097㎡の内143,000㎡。利用目的、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。貸主、期間満了により再設定するもの。借主、期間満了により再設定するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容。利用権の設定、賃貸借。5、期間。平成29年4月1日から平成30年3月31日まで。6、価格。年286,000円。7、資金調達方法。自己資金。8、借主の経営状況。家族〇〇人、農従者〇〇人、経営地、計〇〇〇〇㎡。家畜、牛〇〇〇頭。9、適用。農業経営基盤強化促進事業。

27ページをお開きください。

(5) 1、借主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳。

2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿畑、現況畑、面積192,274㎡の内76,000㎡ほか1筆、合計畑156,000㎡。利用目的、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。貸主、期間満了により再設定するもの。借主、期間満了により再設定するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容。利用権の設定、賃貸借。5、期間。平成29年4月1日から平成30年3月31日まで。6、価格。年200,000円。7、資金調達方法。自己資金。8、借主の経営状況。家族〇〇人、農従者〇〇人、経営地、計〇〇〇〇㎡。家畜、牛〇〇〇頭。9、適用。農業経営基盤強化促進事業。

28ページをお開きください。

(6) 1、借主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、有限会社〇〇〇〇 代表取締役

〇〇〇〇。

2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿畑、現況畑、面積 192,274 m²の内 83,000 m²。利用目的、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。貸主、期間満了により再設定するもの。借主、期間満了により再設定するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容。利用権の設定、賃貸借。5、期間。平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日まで。6、価格。年 166,000 円。7、資金調達方法。自己資金。8、借主の経営状況。構成員〇〇人、農従者〇〇人、経営地、計〇〇〇〇m²。家畜、牛〇〇〇頭。9、適用。農業経営基盤強化促進事業。

29 ページをお開きください。

(7) 1、借主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳。

2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿畑、現況畑、面積 482,353 m²の内 165,000 m²ほか 1 筆、合計畑 339,000 m²。利用目的、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。貸主、期間満了により再設定するもの。借主、期間満了により再設定するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容。利用権の設定、賃貸借。5、期間。平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日まで。6、価格。年 678,000 円。7、資金調達方法。自己資金。8、借主の経営状況。家族〇〇人、農従者〇〇人、経営地、計〇〇〇〇m²。家畜、牛〇〇〇頭。9、適用。農業経営基盤強化促進事業。

30 ページをお開きください。

(8) 1、当事者の住所、氏名、年齢。

借主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、有限会社〇〇〇〇 代表取締役 〇〇〇〇。

2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿畑、現況畑、面積 482,353 m²の内 46,000 m²。利用目的、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。貸主、期間満了により再設定するもの。借主、期間満了により再設定するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容。利用権の設定、賃貸借。5、期間。平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日まで。6、価格。年 366,000 円。7、資金調達方法。自己資金。8、借主の経営状況。構成員〇〇人、農従者〇〇人、経営地、計〇〇〇〇m²。家畜、牛〇〇〇頭。9、適用。農業経営基盤強化促進事業。

以上 8 件の案件につきましては、1 年ごとの賃貸借契約期間満了に伴い、再設定するものであり、別添調査書のとおり農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと判断いたしました。以上です。

議長 説明が終わりましたので、(1) から (8) の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。

(9) から (16) について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。

(挙手あり) 笠原委員。

笠原委員 議案第 169 号 (9) から (16) について説明いたします。

33 ページをお開きください。

(9) 1、当事者の住所、氏名、年齢。

貸主、中標津町丸山2丁目22番地、中標津町長 西村穰。

借主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳。

2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿畑、現況畑、面積50,304㎡の内50,000㎡。利用目的、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。貸主、期間満了により再設定するもの。借主、期間満了により再設定するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容。利用権の設定、賃貸借。5、期間。平成29年4月1日から平成30年3月31日まで。6、価格。年28,750円。7、資金調達方法。自己資金。8、借主の経営状況。家族〇〇人、農従者〇〇人、経営地、計〇〇〇〇㎡。家畜、牛〇〇〇頭。9、適用。農業経営基盤強化促進事業。

10、見取図は41ページのとおりです。

なお、(10)から(16)につきましても貸主が同一であり、見取図につきましても41ページのとおりでありますので、貸主の氏名等省略し、一括してご説明いたします。34ページをお開きください。

(10) 1、借主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳。

2、土地の表示。字俣落〇〇〇〇番〇〇、公簿畑、現況畑、面積51,197㎡の内50,000㎡ほか1筆、合計77,000㎡。利用目的、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。貸主、期間満了により再設定するもの。借主、期間満了により再設定するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容。利用権の設定、賃貸借。5、期間。平成29年4月1日から平成30年3月31日まで。6、価格。年44,275円。7、資金調達方法。自己資金。8、借主の経営状況。家族〇〇人、農従者〇〇人、経営地、計〇〇〇〇㎡。家畜、牛〇〇〇頭。9、適用。農業経営基盤強化促進事業。

35ページをお開きください。

(11) 1、借主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳。

2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿畑、現況畑、面積49,345㎡の内49,000㎡ほか1筆、合計126,000㎡。利用目的、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。貸主、期間満了により再設定するもの。借主、期間満了により再設定するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容。利用権の設定、賃貸借。5、期間。平成29年4月1日から平成30年3月31日まで。6、価格。年72,450円。7、資金調達方法。自己資金。8、借主の経営状況。家族〇〇人、農従者〇〇人、経営地、計〇〇〇〇㎡。家畜、牛〇〇〇頭。9、適用。農業経営基盤強化促進事業。

36ページをお開きください。

(12) 1、借主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳。

2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿畑、現況畑、面積48,812㎡の内48,000㎡ほか2筆、合計畑78,000㎡。利用目的、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。貸主、期間満了により再設定するもの。借主、期間満了により再設定するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容。利用権の設定、賃貸借。5、期間。平成29年4月1日から平成30年3月31日まで。6、価格。年44,850円。7、資金調達方法。自己資金。8、借主の経営状況。家族〇〇人、農従者〇〇人、経営地、計〇〇〇〇㎡。家畜、牛〇〇〇頭。9、適用。農業経営基盤強化促進事業。

37ページをお開きください。

(13) 1、借主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳。

2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿畑、現況畑、面積67,662㎡の内67,000㎡

ほか1筆、合計畑96,000㎡。利用目的、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。貸主、期間満了により再設定するもの。借主、期間満了により再設定するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容。利用権の設定、賃貸借。5、期間。平成29年4月1日から平成30年3月31日まで。6、価格。年55,200円。7、資金調達方法。自己資金。8、借主の経営状況。家族〇〇人、農従者〇〇人、経営地、計〇〇〇〇㎡。家畜、牛〇〇〇頭。9、適用。農業経営基盤強化促進事業。38ページをお開きください。

(14) 1、借主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、有限会社〇〇〇〇 代表取締役 〇〇〇〇。2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿畑、現況畑、面積76,352㎡の内76,000㎡。利用目的、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。貸主、期間満了により再設定するもの。借主、期間満了により再設定するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容。利用権の設定、賃貸借。5、期間。平成29年4月1日から平成30年3月31日まで。6、価格。年43,700円。7、資金調達方法。自己資金。8、借主の経営状況。構成員〇〇人、農従者〇〇人、経営地、計〇〇〇〇㎡。家畜、牛〇〇〇頭。9、適用。農業経営基盤強化促進事業。39ページをお開きください。

(15) 1、借主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳。2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿畑、現況畑、面積23,575㎡の内23,500㎡ほか1筆、合計56,000㎡。利用目的、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。貸主、期間満了により再設定するもの。借主、期間満了により再設定するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容。利用権の設定、賃貸借。5、期間。平成29年4月1日から平成30年3月31日まで。6、価格。年32,200円。7、資金調達方法。自己資金。8、借主の経営状況。家族〇〇人、農従者〇〇人、経営地、計〇〇〇〇㎡。家畜、牛〇〇〇頭。9、適用。農業経営基盤強化促進事業。40ページをお開きください。

(16) 1、借主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳。2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿畑、現況畑、面積41,234㎡の内41,000㎡。利用目的、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。貸主、期間満了により再設定するもの。借主、期間満了により再設定するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容。利用権の設定、賃貸借。5、期間。平成29年4月1日から平成30年3月31日まで。6、価格。年23,575円。7、資金調達方法。自己資金。8、借主の経営状況。家族〇〇人、農従者〇〇人、経営地、計〇〇〇〇㎡。家畜、牛〇〇〇頭。9、適用。農業経営基盤強化促進事業。

以上8件の案件につきましては、1年ごとの賃貸借の契約期間満了に伴い、再設定するものであり、別添調査書のとおり農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断いたしました。以上です。

議長 説明が終わりましたので、(9)から(16)の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議 長 なければ質疑を打ち切ります
(17)と(18)について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。
(挙手あり) 中村委員。

中村委員 議案第169号(17)(18)について説明いたします。なお、貸主が同一なこと
から一括して説明いたします。42ページをお開きください。

(17)1、当事者の住所、氏名、年齢。

貸主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇。

借主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳。

2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿畑、現況畑、面積59,190㎡の内50,000㎡
ほか1筆、合計畑74,841㎡。利用目的、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。
貸主、期間満了により再設定するもの。借主、期間満了により再設定するもの。4、
権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容。利用権の設定、賃貸借。5、期
間。平成29年4月1日から平成39年3月31日まで。6、価格。年229,000円。7、
資金調達方法。自己資金。8、借主の経営状況。家族〇〇人、農従者〇〇人、経営
地、計〇〇〇〇㎡。家畜、牛〇〇〇頭。9、適用。農業経営基盤強化促進事業。

10、見取図は別紙のとおりです。43ページをお開きください。

(18)1、借主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳。

2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿畑、現況畑、面積60,313㎡の内22,060㎡
ほか1筆、合計畑48,188㎡。利用目的、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。
貸主、期間満了により再設定するもの。借主、期間満了により再設定するもの。4、
権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容。利用権の設定、賃貸借。5、期
間。平成29年4月1日から平成39年3月31日まで。6、価格。年153,000円。7、
資金調達方法。自己資金。8、借主の経営状況。家族〇〇人、農従者〇〇人、経営
地、計〇〇〇〇㎡。家畜、牛〇〇〇頭。9、適用。農業経営基盤強化促進事業。

10、見取図は別紙のとおりです。

この2件につきましては、賃貸借の期間が満了することに伴い、再設定するもので
あり、別添の調査書のとおり、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を
満たしているものと判断いたしました。以上です。

議 長 説明が終わりましたので、(17)と(18)の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議 長 なければ質疑を打ち切ります。おはかり致します。
議案第169号(1)から(18)について、原案のとおり決することに、ご異議
ございませんか。

(全委員) 「異議なし」の声

議 長 ご異議ないものと認めます。
よって本案は原案のとおり、可決されました。

ここで、会議規則第16条の規定により、〇〇番〇〇委員の退席をお願い致します。
…………… (〇〇委員退席後) ……………

議案第169号(19)と(20)について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願い致します。

(挙手あり) 氏家委員。

氏家委員 議案第169号(19)(20)について説明いたします。

なお、関連する案件であるため一括して説明いたします。

45ページをお開きください。

(19) 1、当事者の住所、氏名、年齢。

譲渡人、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇。

譲受人、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳。

2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿畑、現況畑、面積43,176㎡ほか2筆、畑93,591㎡、採草放牧地1,671㎡、合計95,262㎡、利用目的、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。譲渡人、所有農地を近隣農家に譲渡するもの。譲受人、経営規模拡大するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容、所有権の移転。5、価格、3,596,000円。6、資金調達方法、ステップアップローン。7、譲受人の経営状況、家族〇〇人、農従者〇〇人、経営地、計〇〇〇〇㎡。家畜、牛〇〇〇頭。8、適用、農業経営基盤強化促進事業。9、見取図は別紙のとおりです。
47ページをお開きください。

(20) 1、当事者の住所、氏名、年齢。

譲渡人、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇。

譲受人、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳。

2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿畑、現況畑、面積48,457㎡ほか1筆、合計畑98,426㎡、利用目的、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。譲渡人、所有農地を近隣農家に譲渡するもの。譲受人、経営規模拡大するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容、所有権の移転。5、価格、4,936,000円。6、資金調達方法、ステップアップローン。7、譲受人の経営状況、家族〇〇人、農従者〇〇人、経営地、計〇〇〇〇㎡。家畜、牛〇〇〇頭。8、適用、農業経営基盤強化促進事業。9、見取図は別紙のとおりです。

この2件につきましては、譲渡人より所有農地を譲渡したい旨の申し出があり、平成29年2月10日にあっせん会議を開催し、協議の末、お互いに隣接する農地を交換するような形で譲受人を決定したものであります。

なお、〇〇〇〇氏が取得する農地のうち19,812㎡については、牛舎等の建設を予定しておりますが、平成28年11月9日に第4、5地区推進班において現地調査の結果、開発事業計画書により、開発して農業用施設用地とすることが適当な土地であると判断いたしました。

別添の調査書のとおり農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断いたしました。以上です。

議長 説明が終わりましたので、(19)と(20)の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。おはかり致します。
議案第169号(19)と(20)について、原案のとおり決することに、ご異議
ございませんか。

(全委員) 「異議なし」の声

議長 ご異議ないものと認めます。
よって本案は原案のとおり、可決されました。
……………(〇〇委員着席後)……………
〇〇委員に申し上げます。
本案は原案のとおり可決されました。
議案第169号(21)から(27)について、地区推進班から議案の朗読と説明
をお願いします。
(挙手あり) 杉本委員。

杉本委員 議案第169号(21)から(27)について説明いたします。49ページをお開き
ください。

(21) 1、当事者の住所、氏名、年齢。
譲渡人、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇。
譲受人、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳。
2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿畑、現況畑、面積 44,049 m²ほか 3 筆、畑
51,509 m²、採草放牧地 5,328 m²、合計 56,837 m²、利用目的、普通畑。3、許可を
受けようとする事由。譲渡人、所有農地を近隣農家に譲渡するもの。譲受人、経営
規模拡大するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容、所有権
の移転。5、価格、2,196,000 円。6、資金調達方法、ステップアップローン。7、
譲受人の経営状況、家族〇〇人、農従者〇〇人、経営地、計〇〇〇〇m²。家畜、牛
〇〇〇頭。8、適用、農業経営基盤強化促進事業。9、見取図は別紙のとおりです。
この案件につきましては、譲渡人より所有農地を譲渡したい旨の申し出があり、
平成29年2月10日にあっせん会議を開催し、協議の末、譲受人を決定したもので
あります。別添の調査書のとおり農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件
を満たしているものと判断いたしました。
次に(22)から(25)については関連する案件であるため氏名等省略し一括し
て説明いたします。51ページをお開きください。

(22) 1、当事者の住所、氏名、年齢。
貸主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇。
借主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳。
2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿山林、現況畑、面積 11,243 m²ほか 5 筆、合
計畑 357,934 m²。利用目的、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。貸主、所有
農地を近隣農家に賃貸借設定するもの。借主、経営規模拡大するもの。4、権利を
設定し、又は移転しようとする契約の内容。利用権の設定、賃貸借。5、期間。平

成 29 年 4 月 1 日から平成 34 年 3 月 31 日まで。6、価格。年 629,000 円。7、資金調達方法。自己資金。8、借主の経営状況。家族〇〇人、農従者〇〇人、経営地、計〇〇〇〇㎡。家畜、牛〇〇〇頭。9、適用。農業経営基盤強化促進事業。

10、見取図は別紙のとおりです。55 ページをお開きください。

(23) 1、借主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、有限会社〇〇〇〇 代表取締役〇〇〇〇。

2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿畑、現況畑、面積 52,236 ㎡の内 30,000 ㎡ほか 21 筆、合計畑 395,610 ㎡。利用目的、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。

貸主、所有農地を近隣農家に賃貸借設定するもの。借主、経営規模拡大するもの。

4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容。利用権の設定、賃貸借。5、期間。平成 29 年 4 月 1 日から平成 34 年 3 月 31 日まで。6、価格。年 765,000 円。

7、資金調達方法。自己資金。8、借主の経営状況。家族〇〇人、農従者〇〇人、経営地、計〇〇〇〇㎡。家畜、牛〇〇〇頭。9、適用。農業経営基盤強化促進事業。

10、見取図は別紙のとおりです。59 ページをお開きください。

(24) 1、貸主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇。

借主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳。

2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿畑、現況畑、面積 48,184 ㎡ほか 1 筆、合計畑 49,098 ㎡。利用目的、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。貸主、所有農地

を近隣農家に賃貸借設定するもの。借主、経営規模拡大するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容。利用権の設定、賃貸借。5、期間。平成 29

年 4 月 1 日から平成 34 年 3 月 31 日まで。6、価格。年 146,000 円。7、資金調達方法。自己資金。8、借主の経営状況。家族〇〇人、農従者〇〇人、経営地、計〇〇〇〇㎡。家畜、牛〇〇〇頭。9、適用。農業経営基盤強化促進事業。

10、見取図は別紙のとおりです。61 ページをお開きください。

(25) 1、借主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、有限会社〇〇〇〇 代表取締役〇〇〇〇。

2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿原野、現況畑、面積 45,624 ㎡の内 36,000 ㎡。利用目的、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。貸主、所有農地を近隣農

家に賃貸借設定するもの。借主、経営規模拡大するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容。利用権の設定、賃貸借。5、期間。平成 29 年 4 月 1

日から平成 34 年 3 月 31 日まで。6、価格。年 90,000 円。7、資金調達方法。自己資金。8、借主の経営状況。家族〇〇人、農従者〇〇人、経営地、計〇〇〇〇㎡。

家畜、牛〇〇〇頭。9、適用。農業経営基盤強化促進事業。10、見取図は別紙のとおりです。この 4 件につきましては、〇〇氏、〇〇氏より隣接した所有農地を賃貸借したい旨の申し出があり、平成 29 年 2 月 10 日にあっせん会議を開催し、協議の末、借主を決定したものであります。

別添の調査書のとおり農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと判断いたしました。

次に、(26)(27)は貸主が同一なことから一括して説明いたします。

63 ページをお開きください。

(26) 1、当事者の住所、氏名、年齢。

貸主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇。

借主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳。

2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿畑、現況畑、面積 19,229 m²ほか3筆、合計畑 91,692 m²。利用目的、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。貸主、期間満了により再設定するもの。借主、期間満了により再設定するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容。利用権の設定、賃貸借。5、期間。平成29年4月1日から平成32年3月31日まで。6、価格。年303,000円。7、資金調達方法。自己資金。8、借主の経営状況。家族〇〇人、農従者〇〇人、経営地、計〇〇〇〇 m²。家畜、牛〇〇〇頭。9、適用。農業経営基盤強化促進事業。

10、見取図は別紙のとおりです。65ページをお開きください。

(27) 1、借主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、有限会社〇〇〇〇 代表取締役
〇〇〇〇。

2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿山林、現況畑、面積 23,911 m²。利用目的、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。貸主、期間満了により再設定するもの。借主、期間満了により再設定するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容。利用権の設定、賃貸借。5、期間。平成29年4月1日から平成32年3月31日まで。6、価格。年77,000円。7、資金調達方法。自己資金。8、借主の経営状況。家族〇〇人、農従者〇〇人、経営地、計〇〇〇〇 m²。家畜、牛〇〇〇頭。9、適用。農業経営基盤強化促進事業。10、見取図は別紙のとおりです。この2件につきましては、賃貸借の期間が満了することに伴い、再設定するものであり、別添の調査書のとおり、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断いたしました。以上です。

議長 説明が終わりましたので、(21) から (27) の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。おはかり致します。
議案第169号(21) から(27) について、原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

(全委員) 「異議なし」の声

議長 ご異議ないものと認めます。
よって本案は原案のとおり、可決されました。
ここで、会議規則第16条の規定により、〇〇番〇〇委員の退席をお願い致します。
……………(〇〇委員退席後)……………
議案第169号(28) から(32) について、地区推進班から議案の朗読と説明
をお願いします。
(挙手あり) 杉本委員。

杉本委員 議案第169号(28) から(32) について説明いたします。
なお、貸主が同一なことから氏名等省略し一括して説明いたします。

67ページをお開きください。

(28) 1、当事者の住所、氏名、年齢。

貸主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇。

借主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳。

2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿畑、現況畑、面積36,089㎡。利用目的、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。貸主、期間満了により再設定するもの。借主、期間満了により再設定するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容。利用権の設定、賃貸借。5、期間。平成29年4月1日から平成34年3月31日まで。6、価格。年108,000円。7、資金調達方法。自己資金。8、借主の経営状況。家族〇〇人、農従者〇〇人、経営地、計〇〇〇〇㎡。家畜、牛〇〇〇頭。9、適用。農業経営基盤強化促進事業。

10、見取図は別紙のとおりです。68ページをお開きください。

(29) 1、借主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳。

2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿畑、現況畑、面積79,005㎡の内40,605㎡ほか2筆、合計畑58,505㎡。利用目的、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。貸主、期間満了により再設定するもの。借主、期間満了により再設定するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容。利用権の設定、賃貸借。5、期間。平成29年4月1日から平成34年3月31日まで。6、価格。年147,000円。7、資金調達方法。自己資金。8、借主の経営状況。家族〇〇人、農従者〇〇人、経営地、計〇〇〇〇㎡。家畜、牛〇〇〇頭。9、適用。農業経営基盤強化促進事業。

10、見取図は別紙のとおりです。69ページをお開きください。

(30) 1、借主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳。

2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿牧場、現況採草放牧地、面積1,506㎡ほか3筆、畑47,799㎡、採草放牧地1,506㎡、合計49,305㎡。利用目的、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。貸主、期間満了により再設定するもの。借主、期間満了により再設定するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容。利用権の設定、賃貸借。5、期間。平成29年4月1日から平成34年3月31日まで。6、価格。年48,000円。7、資金調達方法。自己資金。8、借主の経営状況。家族〇〇人、農従者〇〇人、経営地、計〇〇〇〇㎡。家畜、牛〇〇〇頭。9、適用。農業経営基盤強化促進事業。10、見取図は別紙のとおりです。70ページをお開きください。

(31) 1、借主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳。

2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿畑、現況畑、面積79,005㎡の内38,400㎡。利用目的、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。貸主、期間満了により再設定するもの。借主、期間満了により再設定するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容。利用権の設定、賃貸借。5、期間。平成29年4月1日から平成34年3月31日まで。6、価格。年66,000円。7、資金調達方法。自己資金。8、借主の経営状況。家族〇〇人、農従者〇〇人、経営地、計〇〇〇〇㎡。家畜、牛〇〇〇頭。9、適用。農業経営基盤強化促進事業。10、見取図は別紙のとおりです。71ページをお開きください。

(32) 1、借主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳。

2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿畑、現況畑、面積49,389㎡ほか1筆、合計

畑 99,016 m²。利用目的、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。貸主、期間満了により再設定するもの。借主、期間満了により再設定するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容。利用権の設定、賃貸借。5、期間。平成 29 年 4 月 1 日から平成 34 年 3 月 31 日まで。6、価格。年 142,000 円。7、資金調達方法。自己資金。8、借主の経営状況。家族〇〇人、農従者〇〇人、経営地、計〇〇〇〇 m²。家畜、牛〇〇〇頭。9、適用。農業経営基盤強化促進事業。10、見取図は別紙のとおりです。

この5件につきましては、賃貸借の期間が満了することに伴い、再設定するものであり、別添の調査書のとおり、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断いたしました。以上です。

議 長 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議 長 なければ質疑を打ち切ります。おはかり致します。
議案第169号(28)から(32)について、原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

(全委員) 「異議なし」の声

議 長 ご異議ないものと認めます。よって本案は原案のとおり、可決されました。
……………(〇〇委員着席後)……………

〇〇委員に申し上げます。

本案は原案のとおり可決されました。

日程9、報告第92号「農地委員会開催報告について」を議題に供します。

内容を委員長から報告願います。

(挙手あり) 櫻坂委員長

櫻坂委員 82ページをお開きください。平成29年2月24日役場3・4号委員会室において、農地委員会を開催し審議を行ったので、中標津町農業委員会会議規則第23条の規定によりその結果を報告します。

審議内容。

1、平成29年度中標津町農地移動適正化あっせん価格について。

中標津町農地移動適正化あっせん価格については、毎年農地委員会の検討結果に基づき総会において審議し、その年度の価格を決定しております。この度、平成29年度中標津町農地移動適正化あっせん価格について協議し、次のとおり結論を得ております。

協議結果、本町における平成28年1月から12月の売買事例では、ha当り80万円の事例が2件有り、最も多く取り引きされた事例は、50万円未満を除き、ha当り65万円から70万円で全体の23.4%、次に多く取引された事例は75万円から80万円未満が14%で合わせると37.4%となっております。

単価平均は、619,000 円で対前年比では 1,000 円低い価格となり、平成 23 年の 678,000 円から 5 年連続の下落となっていますが、過去 10 年間で一番低かった平成 20 年の 588,000 円よりは高い数値となっております。

近年では、地区毎に農地価格の変動が出てきていますが、当農業委員会の「農地あっせん事業」において不調となった事例はなく、農地流動化は順調に推移しております。本上限価格については、農業を取り巻く情勢が不透明であり、現在の農地価格を見直す判断は大変に困難な状況となっております。今後において、その情勢が明らかとなった場合には、対応が必要となる事もあると想定されますが、現状で価格を見直すことは、農家自体の資産価値が変化することとなり、今後の経営への影響が懸念されます。

以上検討の結果、今後も地区毎に農地価格に差が出ることは考えられるが、順調に農地集積が行われ、生産意欲の向上及び農業経営の安定が必要であるとのことから、平成 29 年度中標津町農地移動適正化あっせん価格について、その上限価格を現行どおりのヘクタール当たり 80 万円が適正価格であるとの意見で一致したものであります。

2、下限面積（別段の面積）設定について。

下限面積は、農地法第 3 条第 2 項第 5 号の規定により各農業委員会で設定できることとなっておりますが、併せて毎年下限面積の設定又は修正の必要性について審議することとなっていることから平成 29 年度の下限面積について協議の結果、次のとおり結論を得ております。

協議結果、(1) 農地法施行規則第 17 条第 1 項に基づく検討。

「設定区域は、自然的経済的条件からみて、営農条件がおおむね同一と認められる地域であること。」と規定されており、本町の設定区域は町内全域が妥当と思われる。2015 農林業センサスで本町における農地又は採草放牧地を耕作又は養畜の事業に供している者のうち経営面積が農地法第 3 条第 2 項第 5 号で定める下限面積 2 ha（北海道）に達しない者は 380 経営体のうち 3 経営体と全体の 0.7%であり農地法施行規則第 17 条第 1 項第 3 号で定める設定基準である 40%を下回っている。

(2) 農地法施行規則第 17 条第 2 項に基づく検討。

「当該設定区域内に現に耕作の目的に供されておらず、かつ、引き続き耕作の目的に供されないと見込まれる農地その他その適正な利用を図る必要がある農地が相当程度存在すること。」と規定されているが、農地法第 30 条の規定に基づく利用状況調査の結果、本町の遊休農地率は 0.02%と農地の遊休化が低い状況である。これらを踏まえ、平成 29 年度も別段の面積は設定する必要はないと結論したところであります。以上、農地委員会の開催報告とする。

議長 報告が終わりましたので、質疑を受けたいと思います。

なければ質疑を打ち切ります。

以上で農地委員会の報告を終わります。

日程 10、議案第 170 号「平成 29 年度中標津町農地移動適正化あっせん価格について」を上程いたします。提案内容を事務局から説明願います。

(挙手あり) 農地係長。

農地係長 上程になりました議案第170号「平成29年度中標津町農地移動適正化あっせん価格について」ご説明致します。74ページをお開きください。
平成29年度中標津町農地移動適正化あっせん価格について、次のとおりとする。
1ha当り上限80万円。この案件につきましては、報告第92号にて櫻坂農地委員長から説明がありましたとおり、上限価格を現行の80万円で据え置くことで意見の一致をみております。以上です。

議長 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。おはかり致します。
本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(全委員) 「異議なし」の声

議長 ご異議ないものと認めます。
よって本案は原案のとおり、可決されました。
日程11、議案第171号「農地法第3条第2項第5号の規定による農業委員会が定める別段の面積（下限面積）について」を上程致します。
提案内容を事務局から説明願います。
(挙手あり) 農地係長。

農地係長 上程になりました、議案第171号「農地法第3条第2項第5号の規定による農業委員会が定める別段の面積」について提案理由のご説明を申し上げます。
76ページをお開きください。
農林水産省が定める「農業委員会の適正な事務実施について」により、農業委員会は毎年下限面積（別段の面積）の設定又は修正の必要性について審議することとされていることから、先の農地委員会により協議し結論を得、現行の下限面積2haの変更は行わないものであります。理由といたしましては、(1)農地法施行規則第17条第1項第3号の適用によります、別段の面積未滿となる農家数の制限と(2)農地法施行規則第17条第2項第1号の適用によります遊休農地割合の状況を勘案し変更しないとしたものであります。以上で提案理由の説明とさせていただきます。

議長 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。おはかり致します。
本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(全委員) 「異議なし」の声

議長 ご異議ないものと認めます。
よって本案は原案のとおり、可決されました。
日程12、報告第93号「農政委員会開催報告について」を議題に供します。
内容を委員長から報告願います。
(挙手あり) 金刺委員長

金刺委員 85ページをお開きください。平成29年2月24日役場3・4号委員会室において、農政委員会を開催し審議を行ったので、中標津町農業委員会会議規則第23条の規定によりその結果を報告します。

審議内容。

1、平成30年度農業施策と予算に関する要望意見の検討について。

本年5月29日の全国農業委員会会長大会に併せて行われる、北海道選出国議員に対する要請活動における要望・意見の集約を根室地方農業委員会連合会が行っており、本農業委員会の要望・意見を求められているものであります。

協議結果、本農業委員会としては、以下の3項目を要望・意見とする結論となったところであります。

(1) TPPは去年2月に12の国が署名し、日本など各国で国内の承認手続きが進められてきたが、経済規模の最も大きな米国が参加しないと発効できない仕組みになっており、今回の離脱で発効は困難になった。

TPPが発効しない場合、米国は日米FTAなど二国間交渉により農産物の市場開放を要求する可能性があり、二国間交渉になれば関税率はTPP以上の引き下げも予想されることから、牛肉、牛乳などの重要品目を関税撤廃の対象から除外、関税割等の維持、セーフガードの発動が認められるよう要望する。

(2) 離農時における廃屋の撤去や非農地の処分について苦慮しており、非農地の処分を含めた基盤整備への支援制度の創設を要望する。

(3) 離農時にあっせん等により所有権を移転した場合の譲渡所得特別控除の増額、又は長期賃貸借後における所有権移転の場合の譲渡所得特別控除の減額等、移転時期により控除額に差が生じることを要望する。

2、平成29年度中標津町農業委員会総会開催日程について。

本農業委員会の平成29年度総会日程について協議した結果、次のとおり結論を得ております。

協議結果、総会は昨年同様に月1回、年12回の開催とし、4月から12月までは午前10時30分から、1月から3月までは午後1時30分からの開催といたします。以上、農政委員会の開催報告とします。

議長 報告が終わりましたので、質疑を受けたいと思います。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。
以上で農政委員会の報告を終わります。

日程13、報告第94号「農業経営改善計画認定について」を議題に供します。
内容を事務局から報告願います。

(挙手あり) 農地係長。

農地係長 報告第94号「農業経営改善計画認定について」、事務局よりご説明致します。議案の89ページをお開きください。今回につきましては、平成28年9月30日～平成29年2月8日付けで、認定のあった6件について記載しております。
新規認定者は2件、再認定者は3件、計画変更者は1件。
以上報告いたします。

議長 以上で、報告を終わります。
以上で、本総会に提出されました議案の審議は、すべて終了致しました。
これをもちまして、第33回総会を閉会致します。
ご苦労さまでした。
(閉会 14時33分)

以上、本総会の顛末を記録し相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成29年3月21日

会 長 安 田 稔

5 番 佐 野 弥奈美

6 番 國 光 達 男